

SMC代表の

## よもやま話

### 脱税に思う。

一般社団法人SMCホールディングス：代表理事  
SMC税理士法人：代表社員

西川 正起



2024年より、曾根より経営を任せられSMCグループの代表に就任いたしました。新年早々、政治資金団体の脱税という、物騒な話が続いております。  
**そもそも政治資金の収入は非課税**であるため、記載しない理由はありませんが、使途に正当性が無い(もしくは使っていない)ため、だと思われまます。  
その他にも宗教法人も収入は非課税です。その代わり住職等に支払われる給与は年末調整の対象だったり、収益事業(駐車場経営や飲食店経営)は課税です。  
あまり話題になりませんが、これらの法人格は相続税が非課税なのも大きいです。  
**相続税の課税根拠は富の精算**にあります。  
昨今問題となっている政治、宗教はこの相続税無しが大きな役割を果たしているように思われます。

## 若手税理士の税金教室



### 1人4万円お得に!? 定額減税がスタート

著者

SMC 税理士法人：代表社員  
多治見事務所：代表  
長縄 龍哉

**令**和6年度税制改正案に盛り込まれている定額減税をご存知ですか？ニュースでも耳にしたことがあると思います。この制度は、個人の税金が一人当たり4万円減額される制度になります。所得税3万円、住民税1万円の合計4万円です。家族がいる人は、同一生計配偶者と扶養親族の数も減税される人数の計算に含みます。例えば、扶養範囲内で働いている妻、小学生の子がいる人であれば、4万円×3人で12万円分の減税がされます。ただし対象となる人は、合計所得金額1,805万円以下(年収2,000万円以下)の人です。この制度は、事業者の皆さまにも関わってきます。**ただ、なにもなくても減税されるわけではありません。**

所得税3万円については、令和6年6月に支給される給与や賞与の計算で減税額を反映させる必要があります。いつも通り給与計算を行い、算出される所得税の額から3万円を控除します。1度の給与計算で控除しきれない分については翌月に繰越をします。

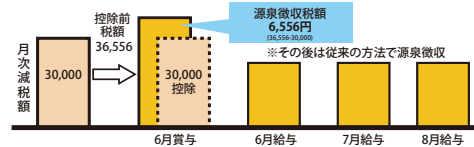
年間を通じて控除しきれず減税枠が残る人については、給与計算ではなく後日、行政機関から直接給付対応がされます。事業者の皆さんは、社員の定額減税枠(配偶者と扶養親族の数)を確認し、その減税枠を考慮した給与計算を行いましょう。**どの社員がいくら減税可能で、毎月の減税枠はいくら残っているのか社員ごとの減税枠管理簿を作成する事をお勧めします。**令和6年6月からスタートです。

早め早めでの対応をされるとよいです。また、住民税1万円の減税は、市町村が計算して住民税を算出します。給与計算時に、毎年6月には通知を受けた住民税の控除をしますが、定額減税分の計算のため、**今年は例外で7月からの控除を開始することにも注意が必要です。**

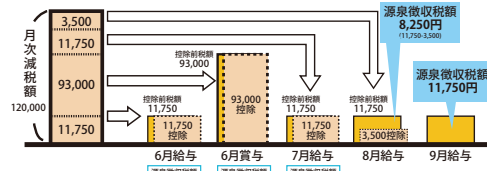
詳しくは、国税庁のパンフレットや手引きをご一読ください。▶



【6月初めに支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例】



【6月初めに支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例】





著者

株式会社SMC総研  
代表取締役  
小川 弘郎

## 中小企業が資金を調達する方法



**会**社はお金が底を尽きれば倒産します。近年では、人手不足やコンプライアンスの違反による倒産といった〇〇倒産が増えていますが、要するに会社の資金が底を尽きるために倒産しているわけです。企業が倒産を避け、存続していくためには、継続的にお金を生み出す必要があります。そのための源泉は「利益」です。中小企業にとって、最も健全で効果的な資金調達方法は「自社の力で利益を生み出すこと」です。ただし、自社で生み出したお金だけでは足りない場合もあります。事業拡大を目指した設備投資や、業績悪化による資金繰りの苦境などが該当します。そのような場合は、会社の外部からお金を調達する必要があります。

中小企業が外部から資金を調達する方法は主に2つあります。

「融資」と「補助金」です。どちらの場合も「審査」が必要となりますので、融資を受けたり補助金を利用したりするためには、綿密な準備が不可欠です。SMC総研では、このような「利益とお金」の作り方をサポートしていますので、資金や経営にお困りの方、お悩みの方は、どうぞお気軽にご相談ください。



## 経理のお悩み相談室



著者

株式会社SMCアカウンティング  
代表取締役  
国枝 浩司



### 今更ですが、電子帳簿保存法への対応はどうしてですか？

**電**子帳簿保存法は、2024年1月1日から完全義務化され、電子取引の書類は紙で保存できなくなりました（ただし、紙で受け取った書類の電子データ化は任意です）。しかし、多くの中小企業にとって、この法律への適応にはシステム費用などの負担がかかります。したがって、現時点での最適な解決策は、書類を取り扱う担当者が少人数で、運用が徹底できる場合には、お金をかけずにできる以下の対策が可能です。

- ・帳簿保存方法：ファイルサーバなどに保存する。
- ・検索機能の確保：ファイル名で運用する（「取引年月日」「取引金額」「取引先名」など）。
- ・保存上の措置：訂正や削除の防止に関する事務処理規程（ルール）の整備を行う。

もし、新聞やインターネットで電子帳簿保存法に関する記事を見た会社経営者から「うちは大丈夫か？」と聞かれた場合、上記の対策を最低限行っているの、問題ありませんと答えることができます。

もし「そのような対策では不安だ」と指摘された場合は、堂々とシステムの検討を始めましょう。なお、SMCグループも最初はお金をかけずに上記の対策を取り入れましたが、ファイル名の変更にかかる工数に不安を感じ始め、結局はシステムを導入することにしました。

当社はマネーフォワードクラウド（ビジネスプラン利用）を利用しており、電子帳簿保存法に適合するためのシステム、クラウドBox（無料システム）も使用しています（請求書はOCR（自動読み取り）にも対応しています）。

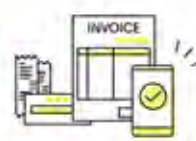
## 電子帳簿保存法



電子取引



電子帳簿保存



スキャナ保存

# 知って得する相続

## Q & A



### 「相続時精算課税」を選択すると、お得になるか？

**「相続時精算課税」とは、累計2,500万円までの贈与については贈与税が非課税（超えた分は一律20%の課税）になる制度です。（贈与者と受贈者との関係や年齢に一定の制限があります。）その代わりに、贈与者の相続時に贈与財産も含めて相続税が課税されます。この制度を選択した後、再びその贈与者から贈与を受けたときは自動的に相続時精算課税が適用され、もう1つの贈与税の計算方法である「暦年課税」は選択できません。暦年課税には基礎控除があり年間110万円までの贈与については贈与税が課税されません。これまで、相続時精算課税には基礎控除はありませんでしたが、令和5年度税制改正で、令和6年1月以降の贈与から、相続時精算課税でも基礎控除110万円が使えるようになりました。この他に、令和5年度税制改正では、暦年課税で贈与された財産で相続財産に加算される“生前贈与加算”の対象期間が3年から7年へ延長されました。過去の贈与額が年間110万円未満であっても7年分の贈与財産の全額が加算されることとなります。一方で、相続時精算課税で贈与された財産については年間110万円分までは相続財産に加算されません。これらを比較すると、相続時精算課税は今後活用を検討する余地は増えたといえるでしょう。**

著者

SMC税理士法人：代表社員  
中津川事務所：代表  
岡本 英樹



# マーケティング思考の筋トレ

### 集客できる「問題解決型ホームページ」とは？

著者

株式会社SMCマーケティング  
代表取締役  
吉本 昌史

**よく聞かれるのが「HPを作れば、自動的にお客様が来てくれるんですよね？」という言葉。残念ながらHPを作ったからといって自動的に集客できるわけではありません。成果を上げるためには以下の3つが組み合わせたり、初めて可能となります。**

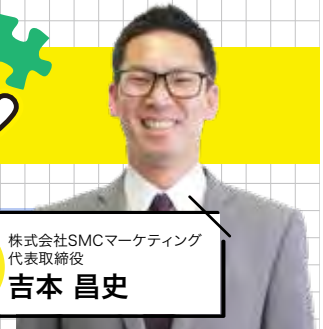
1. 選ばれる理由が反映された“戦略”
2. 顧客心理を反映した“設計”
3. 高頻度の情報発信が可能な“制作”



つまり、大切なのは「顧客（ユーザー）の心理を考えて、その通りに顧客獲得の流れを生み出す」ということです。貴社のHPは、本当にお客様から見た構成として最適化されているでしょうか？成果が出ない共通する事象の一つに、「制作会社から原稿を書いてくれと言われてたが、書けずに困った」というケースがあります。

こうした中で無理に原稿を書いた結果、多くの場合「自己紹介型ホームページ」が出来上がります。

これでは成果はほぼ得られません。そこで重要なのは、お客様の問題を解決できそうな「問題解決型ホームページ」を作ることです。具体的な要素としては「ノウハウ、事例、お客様の声、権威者の推薦、ストーリー、安心感」などがあります。貴社のHPはこれらをしっかり表現できていますか？SMCマーケティングではユーザー視点に立った「問題解決型ホームページ」で集客できるホームページ制作を提案しています。ご興味のある方はお気軽にご相談ください。



## 01 経営セミナー

### 利益とキャッシュの最大化セミナー



実際に自社の決算書を使用した利益・キャッシュ改善シミュレーションを作成し、未来の通帳残高を適切に予想する方法について学んでいただくセミナーです。

#### 本セミナーで学べる事

- やさしい決算書の読み方、分析の仕方
- 自社の決算書を使った財務分析
- 経営改善事例紹介
- 自社の決算書を使用した、利益・キャッシュ改善シミュレーション

#### こんな方におすすめ

- 自社の経営状況を適切に知りたい方
- 決算書の読み方に自信がない方
- 自社の将来に不安がある方

#### 参加対象

- 経営者の方またはそれに準ずる方

リアル開催

日 2024.05.09(木) 14:00~16:30

時 オンライン (zoom) 開催

日 2024.06.05(水) 14:00~16:30



申し込みはこちら

## 02 税務セミナー

### 決算書の見方・使い方セミナー



事業継続のために、SMCグループは「**経営者自らが決算書を読むこと**」に力を入れています。本セミナーでは誰もが知っておくべき「決算書の見方や使い方」を分かりやすく解説します。この機会をぜひご活用ください！

#### 本セミナーで学べる事

- 決算書の見方、使い方
- キャッシュ、利益の大切さ

#### こんな方におすすめ

- ご自身で決算書が読めない方
- 税理士から決算書の説明をしてもらっているが、あまり理解できていない方

#### 参加対象

- 経営者またはそれに準ずる方
- 決算書の理解が必要な方
- 財務分析を学ばれたい方

オンライン (zoom) 開催

日 2024.04.18(木)  
時 15:00~16:00



申し込みはこちら

# 相談会情報



### 「経理業務改善・IT化」無料相談会

経理業務では、請求書や納品書などの帳票を扱うため、なかなかペーパーレス化が進まない状況が続いています。何から手を付ければ良いか、漠然とした悩みを抱える中小企業の経営者様や経理責任者様に対し、まず何から始めるべきかというアドバイスをさせていただきます。



【SMC顧問先様限定】

### 「マーケティング」無料相談会



年間500件以上の新規顧客をWEBから獲得した実績のあるSMCマーケティングが、この度無料相談会を開催いたします！この機会に、当社の専門家があなたのビジネスに合わせた最適な戦略やアプローチについて、無料でアドバイスをさせていただきます。



### 相続相談会



「生前贈与ってしておいた方がいいの？」「相続税はどれくらいかかるの？」「財産の整理が出来なくて、どうしたら良いかわからない…」相続でこんなお悩みごはありませんか？そんなお悩みをお気軽にご相談ください。ワンストップで相続のお悩みを解決に導きます。

